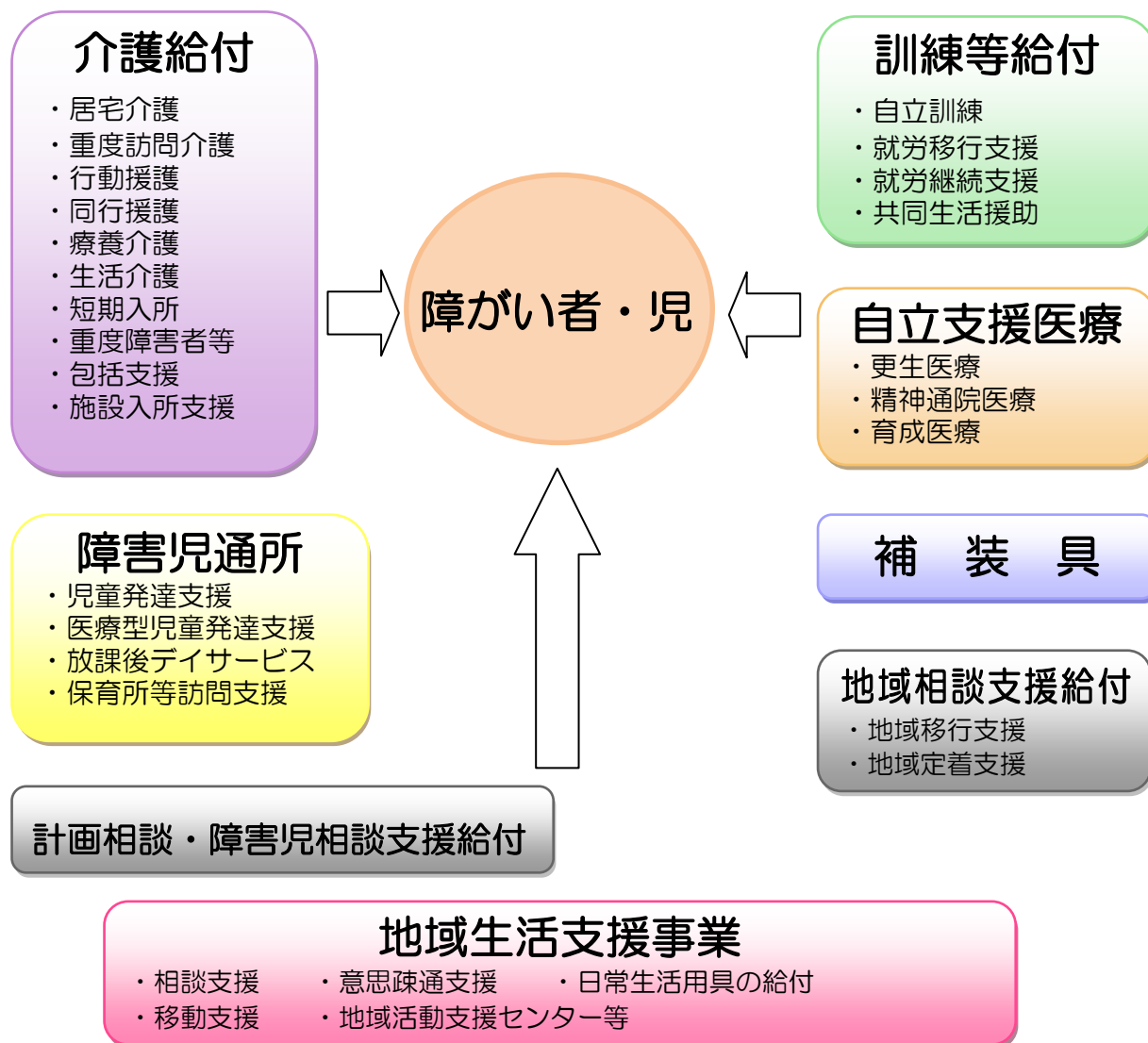


第5章 障がい福祉サービス、障害児通所支援

障害者総合支援法、児童福祉法

障がいのある方が同じ制度のもと、地域で自立した生活ができるよう定められ、障がいのある方々が地域の中で自分らしい生活を送るための制度です。

【総合的な自立支援システム】



- 〈特徴〉
- ①障がいの種類によらない共通のサービス
 - ②サービス費用を皆で支え合う（原則として費用の1割を負担）
 - ③働きたい人の支援
 - ④身近な地域でサービスを利用

【障害福祉サービス種類】

- ①在宅生活を支援する『訪問系サービス』
- ②施設への通所や入所施設での昼間のサービスである『日中系サービス』
- ③入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの『居住系サービス』
- ④地域移行や地域での生活を支援する『地域相談支援』

①訪問系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対 象	区 分
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：自宅で介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分1～6
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 (対象者：重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分4～6
	重度障害者等 包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行います。 (対象者：寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分6
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。 (対象者：知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある方など)	知的障がい 精神障がい	区分3～6
	同行援護	重度の視覚障がいがある方の移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。	視覚障がい	身体介護は区分2以上
	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分1～6

②日中系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対 象	区 分
介 護 給 付	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。 (対象者：長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方など)	身体障がい	区分5～6
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供をします。	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分3～6 (50歳以上は区分2～6)

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	利用期間の制限
訓練等給付	自立訓練	「機能訓練」 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能向上に必要な訓練を行います。	身体障がい 難病等対象者	有 (18か月)
		「生活訓練」 障がいの状況から自立生活が困難な方に、地域生活に必要な生活能力向上のための訓練を行います。	知的障がい 精神障がい	有 (24か月)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (対象者：一般企業への就労を希望する方など)	65歳未満の障がい者	有 (24か月)
	就労継続支援	「A型（雇用型）」 就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	65歳未満の障がい者	無
「B型（非雇用型）」 企業での就労が困難な方、一定の年齢に達している方などに働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。		身体障がい 知的障がい 精神障がい	無	

③居住系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。 (対象者：夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方など)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に夜間や休日に住居における相談や日常生活の支援を行います。 また、介助が必要な方には入浴や排泄、食事の介護なども行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい	非該当 区分1、 区分2～6

④地域相談支援

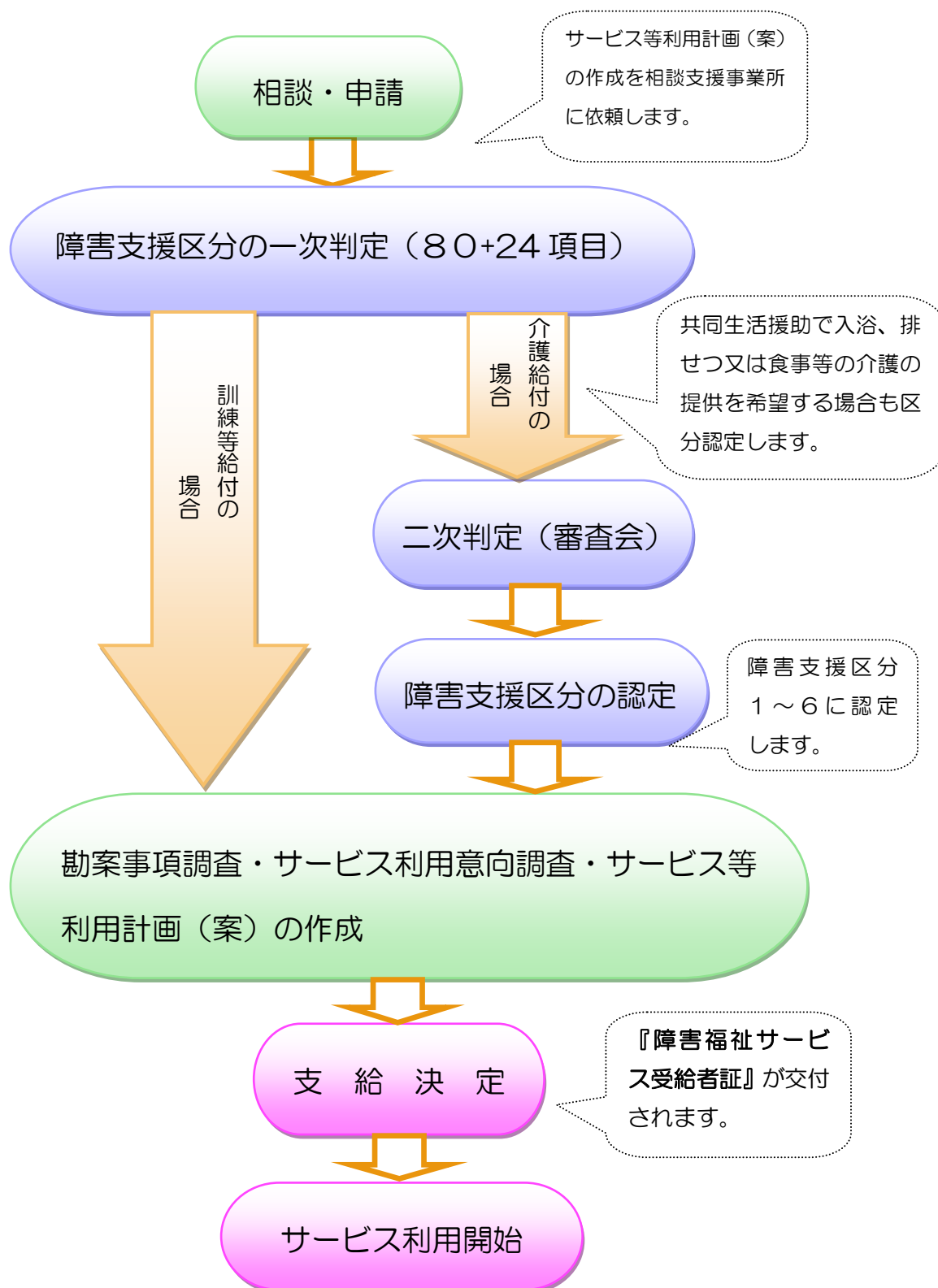
種類	サービスの名称	サービスの内容	対 象
相談支援給付	地域移行支援	住居の確保や体験宿泊、同行支援等地域生活に移行するための支援・相談を行います。	障害者支援施設等に 入所している障がい者 精神科に入院している 精神障がい者
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や必要な支援を行います。	居宅において単身等で 生活し、緊急時の支援 が見込めない障がい者

【障害のあるお子さんのための通所支援種類】

種類	支援の名称	支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある未就学のお子さんやその家族に、日常生活動作の指導等の療育を行うものです。
	医療型児童発達支援	肢体が不自由なお子さんに児童発達支援及び治療を行うものです。
	放課後等デイサービス	障がいがある就学中のお子さんに、授業の終了後又は夏休み等の休日に、生活能力の向上のための訓練等の療育を行うものです。
	保育所等訪問支援	(障がいのあるお子さんために) 支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。

【申請から利用までの基本の流れ】

18歳以上の障がい者の方がサービスを利用したい場合



※1 申請から障害支援区分の認定まで、通常2ヶ月ほど時間を要します。

※2 障がい児（18歳未満）の場合、原則、障害支援区分認定や審査会は行いません。

【利用者負担】

原則として、サービス費用の1割負担です。食費や光熱費などの実費についても、利用者の負担となります。

●世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	サービス利用者とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●利用者負担上限額

所得に応じて利用者負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は乗じません。利用者負担の月額上限額は、次のとおりとなります。また軽減措置も設けられています。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税 非課税世帯で本人又は障がい児保護者の収入が80万円以下	
低所得 2	市町村民税 非課税世帯	
一 般 1	居宅で生活する障害児（加齢児を除く。）	4,600円
	居宅で生活する障害者（加齢児を含む。）及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一 般 2	市町村民税 課税世帯	37,200円

●医療型個別減免

医療が他施設（療養介護）を利用する場合、低所得者1、2の世帯であれば、上限額を設定し、それを超える額が減免されます。

●高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費

世帯での負担額の合算額が基準額を上回る場合、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。（償還払いの方法による。）

【申請手続】

- ① 手帳 ②印鑑 ③年金証書の写し 等
- ④マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

【申請場所・問合せ先】

役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

【地域生活支援事業】

障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に
応じて、効率的・効果的な事業を行い、障がい福祉サービス等と組み合わせて支援します。

1. 理解促進研修・啓発事業

内 容	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業を行います。
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

2. 自発的活動支援事業

内 容	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行うものとする	
対 象 者	町内に居住地を有する障害者等及びその家族又は地域住民とする	
種 類	ピアサポート	障害等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動
	災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策活動
	孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないように行う見守り等の活動
	社会活動支援	障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア活動等)、障害者等に対する社会復帰活動
	ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成や活動
助 成 額	30,000 円以内	
申 請 手 続	①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 等	
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)	

3. 相談支援事業

内 容	障がいのある方、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
自己負担額	無料
申請場所・問合せ先	45ページの委託相談支援事業者に直接、相談してください。

4. 成年後見制度利用支援事業

内 容	成年後見制度を利用する必要がある方に対して、登記手数料や後見人の報酬等を補助します。
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

5. 成年後見制度法人後見支援事業

内 容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業を行います。
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

6. 意思疎通支援事業

内 容	聴覚や言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
自己負担額	無料
申請手続	①手帳 ②印鑑 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

7. 日常生活用具給付事業

内 容	重度障がい者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。(詳細はp13、14参照)
-----	---

8. 住宅改修費等助成事業

内 容	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合に、住宅の改修工事費及び居住生活動作補助用具の購入費の給付を行います。
対 象 者	下肢若しくは体幹の障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する障害者等であってその障害の程度が3級以上の者とし、特殊便器への取替えに限っては、上肢の障害の程度が2級以上の者。ただし、難病患者等については、調査及び医師の意見書等により同等の障害と認められた者とする。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②印鑑 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

9. 点字図書給付事業

内 容	視覚障害者にとって重要な情報の入手の手段である点字図書の給付を行います。
対 象 者	視覚障害者で、情報の入手を点字によって行っているもの ※年間6タイトル又は24巻を限度とします。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは除きます。
自己負担額	点字に翻訳する以前の一般図書の購入価格に相当する額
申請手続	①手帳 ②印鑑 ③点字図書発行証明書 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

10. 手話奉仕員等養成研修事業

内 容	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業を行います。
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

11. 移動支援事業

内 容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②印鑑 ③年金証書の写し 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

12. 日中一時支援事業

内 容	保護者や家族介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害者の日中における活動の場を提供します。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②印鑑 ③年金証書の写し 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

13. 訪問入浴サービス事業

内 容	重度の身体障害者の身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図るため、訪問による入浴サービスを行います。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②印鑑 ③医師の意見書 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

14. 生活サポート事業

内 容	介護給付が非該当の障がい者に対して、日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援を行うホームヘルパーを派遣します。
対 象 者	障害福祉サービスの介護給付の給付対象外の方。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②印鑑 等
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

15. 地域活動支援センター事業

内 容	地域活動支援センター事業として、障害者等の地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行います。
対 象 者	町内に居住地を有する障害者 等
自己負担額	無料
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)

16. 更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

内 容	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に、訓練に必要な経費及び通所のための経費、就職支度金の一部を助成します。		
対 象 者	自立訓練又は就労移行支援を利用している者で、生活保護受給者及び前年の収入の額から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者		
支 給 額	更生訓練費	就労移行支援（はり師等）	月額 14,800円
		就労移行支援（その他）、自立訓練	月額 3,150円
		通所経費	日額 280円
	就職支度金		36,000円
申請手続	①手帳 ②印鑑 ③領収書 等		
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)		

17. 自動車運転免許取得・改造事業

内 容	障がい者が就労等社会活動の参加のために自動車の運転免許を取得する場合、その経費の一部を助成します。また、上肢や下肢等に障害がある方が社会活動の参加、就労等に伴い、自己所有の自動車の操向装置、駆動装置を改造する場合、その経費の一部を助成します。		
対 象 者	免許取得	下肢障害1～4級、知的障害	
	改造費	上肢、下肢、体幹障害1、2級	
助 成 額	100,000円以内		
申請手続	免許取得	①手帳 ②印鑑 等	
	改造費	①手帳 ②運転免許 ③車検証 ④見積書 等	
申請場所・問合せ先	役場 保健福祉課 (0247-36-4123)		